

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

神山町の人口は約4,800人、高齢化率が約53%。事業所数は324事業所で、すべて中小企業。産業ごとの従事比率は農業が31%、医療、福祉が11%、卸売・小売業が10%、建設業が10%、製造業が8%である。

神山町は古くから農林業を中心に栄えてきた街であり、現在は、農業では「すだち」の生産量日本一であり、しだれ桜や棚田風景など自然を生かした観光のまちづくりが注目され、四国内や関西圏から年間約100万人が訪れる町になった。

近年は人口は減少し、高齢化が進展しており、今後さらに人口は減少で推移すると見込んでいる。

古くから農林業を中心に発展してきたが、ここ数年は光ケーブル網の整備を行ったことで、県外からIT関連ベンチャー企業の進出が相次ぎ、現在は15社が稼働しており、県内で有数の産業集積を誇る地域となっている。

現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、創業支援事業計画を策定し、町役場内に創業支援窓口を設置し、町商工会と移住支援を行うNPO法人が連携して若者を中心とする移住者の受入れを積極的に行い、労働力の確保に取り組んでいるが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、徳島県の中山間地域の中心地として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

神山町の産業は、農林業、卸売・小売業、製造業、情報通信業と多岐に渡り、多様な業種が神山町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

神山町の産業は、国県道沿線、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、神山町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

神山町の産業は、農林業、卸売・小売業、製造業、情報通信業と多岐に渡り、多様な業種が神山町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月14日から令和7年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。